22番(平野邦夫君)〔登壇〕

皆さんおはようございます。最初に、自己紹介をいたします。平野邦夫でございます。議 長の許可をいただきましたので、ただいまから私の一般質問を始めたいと思います。

改めて今回の質問を準備するに当たりまして、地方自治とは何かと、最も簡潔な言葉で言いあらわした中に地方自治は民主主義の学校である。これは最もわかりやすい表現だと。有名な話でもありますけれども、この言葉は19世紀前半のアメリカについて言われたものだと。もちろん当時と比べますと、資本主義発展のレベルも、社会構造の複雑さも大きく違ってきておりますけれども、言葉そのものが持っている真理性は失われていない。この言葉の意味を解説した本によりますと、すべての国民が日常生起する身近な問題を通して政治が本当に自分たちのものになっているかどうか、これを判断する際の最も適当な答えが地方自治であり、主権者としての国民がみずからの暮らしと政治を結びつけて政治的自覚を成長させることのできる分野だと。この定義も今でも完全に真理だと言えるんではないでしょうか。

日常生起する身近な問題、それが雇用の問題であれ、医療介護の問題であれ、行政サービスの対価として支払う税の問題であれ、政治が本当に自分たちのものになっているかどうかを判断する機会、これは今日においてはその疑問や怒り、深刻さを伴ってふえてきているんではないかと、そう考えるものであります。6月という月は、納税者にとっては実に頭の痛い、最近では特にそうですけれども、そういう月であります。

そこで、最初の質問ですけれども、定率減税の廃止に伴う住民税増税と市の対応について質問するわけですけれども、武雄市は集合徴収で市県民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料を含んでいますけれども、これが6月15日に一斉に納税者に配布されます。この間、納税者にとってはいわば増税につながる定率減税、この縮小廃止、15%が7.5%に縮小され、ことしはこれが廃止になる。65歳以上、住民税非課税措置のこれがまた廃止になる。その結果、介護保険料が増額、増税になる。税とは言いませんけれども、増額になる。老年者控除の廃止、65歳以上の公的年金控除の最低保障額の引き下げ、1,400千円が1,200千円になる。こういった一連の増税路線といいますか、これは国の安倍政権を支える自公の路線に沿ってのことですけれども、その結果、納税者にとってみれば国保に影響してみたり、介護保険に影響してみたり、いろんな雪だるま式にその負担がふえてきている。これが今日の実態ではないでしょうか。

昨年の定率減税の縮小によって、あるいは老年者控除の廃止等々によって市民の側に負担増、これが合計しますと81,000千円。昨年6月15日、納税通知書が発送されて以来、市民の方々の電話での相談、相談はまだいいですね。どうしてこうなっているのかという怒りにも似た何といいますか、問い合わせといいますか、これが殺到したと。約1,000名近い人たちからの問い合わせがあったというふうに聞いております。ことしはどうされるのかと。ことしは特に3月議会で国民健康保険税が値上げになりました。値上げになったということは市

民の方は御存じだと思うんですけれども、自分の収入にとって、あるいは家族の構成にとってどれだけ値上げ分になったのかというのは納税通知書を見て驚く方も多いんではないかと。 去年以上の対応が求められる。そう思うんですけれども、最初にどういう対応をされていくのか、答弁をお願いしたいと思います。

議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げたいと思います。

まず、税源移譲に伴う住民税の変更等については、市報、これは5月号、6月号への掲載、 市のホームページへの掲載、チラシの全戸配布、あるいは各町の区長会においての説明会、 市役所だより等で住民の周知を図ってまいりたいと思っております。

特に、具体的には6月16日土曜日から6月末日まで、平日はこの相談の時間を延長し、また土日の休日については、開庁して対応したいと考えております。平日は午後7時まで、また、土日の休日は午前8時半から午後5時、17時までを対応したいというふうに考えております。

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野邦夫君)〔登壇〕

去年とは違った対応策が考えられていると。対応そのものは非常に親切だというふうに思うんですね。親切だから減額されるかというと、そうでもないわけでして、それはそれで必要なことなんです。市がきちんと説明をするという点においてはですね。

私は3月の議会でも質疑で取り上げましたけれども、5月号の市報、他市町村の市報と比べてみました。県の県民だよりですか。武雄は非常に親切だと、説明においてはですね。そう感じましたのは、他市町村、隣接の市町村の市報、町報を比べてみますと、定率減税が廃止されますという、この項目が載っていないんです、ほかの市町村は。ですから、国から地方へ3兆円の税源移譲があります。所得税が減りますけれども、住民税はふえます。しかし、市民の負担は変わりませんというのが多くの市町村の宣伝ですね。小さく下のほうに定率減税廃止に伴い増税になる場合もありますというのを小さい字で書いてある。これは3月議会で質疑をしましたのでね。国のほうがそういう指導をしているわけですから、よく見ませんとね。ですけれども、武雄の場合はこういう定率減税が廃止されますということでモデルケース、夫婦と子供2人、年収7,000千円の給与の場合には合計で幾らになりますか、418千円が459千円になる。これは定率減税の廃止に伴う影響額ですよね。44,100円ですか、これは大きいですよ。しかし、それはきちんと丁寧に知らせるかどうかというのは、基本的には違いますね。納税する側と調定かけて徴収する側としますとね。そういう点では、その部分に

ついては評価できるものであります。

これは、我が党が発行している赤旗の3日前でしたか、秋田市が6月1日に調定をし、発送したと。大体家庭に届いて2日目ぐらいから1日300人。秋田市は人口も多いですからね。人口が多いので初日に300人見えたと。電話での相談、直接市役所に来て問い合わせ。それで、今市長が言う土曜日も日曜日も開庁して丁寧な対応をしていきたいと。これは本当にいいことだと思うんです。その際に減免措置等々の、こういう場合は減免しますという宣伝もあわせてやられますとね、それは大いに助かることですので、ぜひそういう制度があることも紹介していただきたいというふうに思います。

そこで、電話を10台設置したと、さっきの秋田の場合ですね、臨時電話を設置したというところもあります。もう1つは、他の職員の応援も受けて市民にきちんと対応したということもありますけれども、武雄市の対応を聞きますとね、その職員の人たちは大変ですけれども、これは税務課だけでやるんですか。他の職員の応援、例えば、国保税が増税になりますので、そういった国保からの応援、そういうことも考えられているんですか、答弁をお願いします。

議長(杉原豊喜君)

大庭総務部長

大庭総務部長 [登壇]

お答えいたします。

議員おっしゃるように、今回の分は市民税だけではございませんので、関係課、特に健康 課とも十分連携を図りながら、納税者に対しての対応を図っていきたいというふうに思って います。

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野邦夫君)[登壇]

そこで、3月議会でその当時の部長の答弁によりますと、定率減税がことし完全に廃止になる、住民税がですね。7.5%が廃止になる。その結果、市民への影響額というのは74,000千円。昨年が81,000千円、ことしが74,000千円、合わせますと155,000千円というのが昨年からことしにかけて市民の肩にずっしりとかかってくる。

そこで、市長にお伺いしたいんですけれども、2つ目の質問に入りますけれども、いわば納めた税金がどのように使われていくのかと。これは納める側の人たち、市民の側から見ますと、最近は本当に厳しいですよね。公共事業のむだはないのかと、あるいは議会に対する厳しい見方も出てきています。だから、そういう自分たちの納めた税金の使い道、これはかなり厳しく今市民の方たちは見ております。

そこで、受益と負担の関係がありますけれども、私はことしの3月議会でも取り上げまし

た。ちょうど昨年の6月議会、市長が初議会でしたけれども、そのときにも取り上げた内容ですけれども、就学前の子供たちの医療費の無料化の問題です。小学校に入る前の子供たちの医療費を無料にしてほしいと、そういうアンケートでの要望、いろんな話、会合での要望等々あります。また、全国的に大きな流れになってきているということは市長も御存じだと思うんです。

繰り返しますけれども、このときの市長の答弁というのは、私もしたいですと、全国に 負けないようにですね。しかし、65,000千円かかるんだと。今の財政状況から言うと今の 私にとっては考えていませんと。その背景にあるのは財源の問題だったですね。その当時は 65,000千円というのが1つの財源、必要な財源として認識されてのことだというふうに思う んです。

そこで、2つ目に通告を出しておりましたけれども、今、全国の流れだと言いましたけれども、市長も去年は初めてで、市長会は新人だと言っておられましたけれども、もうことしはそういうわけいきませんよね。それで、これは全国市長会に九州7県の各市長、九州市長会が取りまとめた保健福祉施策等の充実強化について。九州7県の、いわゆる各市の市長さんたちが集まって九州市長会で要望をまとめて保健福祉施策等の充実強化、これを国に要望していこうと、18項目にわたって要望が載せられております。そこの6番目に就学前児童を対象とした乳幼児医療費無料化の制度を創設することと。いわば国においても、県においても、あるいは市もチャイルドプランだとか、あるいは少子化対策だとか、そういう言葉が、もちろんそれは必要なことですから、その具体化が図られてきております。しかし、就学前医療費の無料化をこうやって九州市長会でまとめて国に要望していく。大きな流れになってきているわけですけれども、この取りまとめの経過といいますか、あるいはこれは18年度の内容ですので、それに対する国の回答といいますか、どういうものであったか、ぜひ答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長(杉原豊喜君)

桶渡市長

樋渡市長〔登壇〕

乳幼児医療無料化の件については、私からも厚生労働省には話をしております。基本的な哲学として、私は乳幼児医療、この医療の無料化というのは、基本的に市、あるいは県ではなくて国レベルの話だろうというふうに考えております。

というのも、これで各自治体が今やっているところも物すごく財政の負担になって、実は本音で言うと、これやめたいというところも結構あるわけですよね。ということも勘案すると、基本的に九州レベル、あるいは県レベル、もう理想を言えば国レベルというのが一番いいと思いますけれども、国も御案内のとおり、市町村よりもお金がないということを言われますので、そういった意味でこれが通るかどうかというのはまだ不透明な状況にあります。

いずれにしても、九州市長会、佐賀県市長会、そして、私もこれについては強くまた働きかけていきたいというふうに考えております。

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野邦夫君)〔登壇〕

まちろん、市単独でやれるところ、あるいはやれないところがあると思うんですね、財政事情によっては。しかし、少子化対策を進めていこうという点では一緒だというふうに思うんです。これは本来国がやるべきだと。しかし、それは全国的に市町村、県が先行して、そして国に要求していく。これが一番いい例は、1972年か70年代初頭に東京都が70歳以上の高齢者の医療費を無料化にしましたね。これで東京都が始めて全国の運動になって国が認めると。そして、臨調行革でどんどんこれが削られる。そのときに、今でも忘れませんけれども、その当時の厚生相の渡辺美智雄という、もう亡くなられましたけどね。あの方がどう発言したかと。70歳以上のお年寄りの医療費の無料化というのは枯れ木に水をやるようなもんだと。この発言をしましてね、大問題になったんです。全国にはそれが広がっていったんです。また、東京都も65歳以上の高齢者の医療費に対しては独自の助成をやっている。政治は残っているんですね、丸々じゃありませんけど。そういうことを考えますとね、やはり一番住民に近い市町村が要望にこたえてやっていく。それが大きな世論、流れになっていく。それで国にその制度を強く要求していく。この流れというのは、九州市長会にしても、佐賀県市長会にしても流れをつくっていっているわけでしょう。

と同時に、古川県知事もこの前の県知事選挙の公約の中で、就学前、小学校に入る前の子供たちの医療費の軽減策については考えていると。これは公約しましたよね。6月議会でせめて入院費についてはやろうじゃないかと。これはまだ決定じゃありませんので、予算との関係がありますからね。恐らく6月議会で出されると思うんです。これでやっと今、全国でも佐賀と福井が一番最下位でしたけれども、入院費だけでも無料にしていこうと、こういう動きになったと。県も財政は大変だと、潤沢ではないと言いますよね。しかし、それでもやっぱり県民の要求にはこたえていこうじゃないかと、一歩前進だというふうに思うんです。

そこで、ぜひ武雄市も全国におくれをとらないように、一番新しいのでは基山町、これは 去年の12月に町長が表明して、ことしの4月から入院については小学校6年生まで、そして、 小学校に入る前の子供たちの医療費を無料にしていこうと。これが県内では一番進んだ事例 ですね。

そこで、次の質問に移りたいんですけれども、この間、国は医療費の改悪を次から次にやってきました。まだ続くかもしれませんね。70歳以上の医療費については1割負担を2割にする。現役世代は3割にする。あるいは診療報酬の引き下げとか、いろんなことをやっていますね。いろんな改悪が続く中で、きょうは厚生労働省から見えておるんですかね。(発言

する者あり)ああ、見えていないですか。国からきょうは研修に見えていると言われていましたので、ぜひ一言国にも言いたいなと思うんですけどね。やっぱり何といいますか、市町村がやっぱり有権者との一番接点で頑張っている。そして、要求にこたえていこうと四苦八苦しながらいろんな制度をつくり上げていく。それに対して国や県がこたえていく。こういう上から下だけじゃなくて、住民の意見を市、県を通じて国に反映させていく、こういう循環、そういうのを循環型と言うかどうかわかりませんけれども、こういうこともやっぱり大事だというふうに思うんです。

医療の改悪の中でも1つだけ評価していいのは、小学校に入る前の子供たちの医療費については、今まで3割負担を2割にしようと、来年の4月からですね。これによって、市長は昨年これをやろうとすれば65,000千円の財源が必要だと言われましたけれども、これをやることによって市が準備する金、幾らか減ると思うんですよね。これは通告しておりましたので、担当のほうから答えていただきましょうか。どれだけ財源があればこれができるんだと。答弁をお願いします。

議長(杉原豊喜君)

松尾こども部長

松尾こども部長〔登壇〕

お答えいたします。

昨年、議会のほうで答弁いたしました65,000千円というのは、一部負担を3割ということで試算をした分でございますが、これが一部負担2割ということで試算をいたしますと、約44,000千円の負担ということになります。

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野邦夫君)〔登壇〕

今部長が答弁した44,000千円と言われたかな、試算によると43,528千円ですね。こういう場合は低く言うたがいいんですよね、大きく言わないで。

それで、県が小学校に入る前の子供たちの入院については2分の1補助しようと。これは3月議会でもそういう方向性は述べられましたね。そうしますと、この資料によりますと、入院については9,237千円、これは来年の4月から2割負担になったということを前提にですね。これは前提じゃなくて実施されるわけですから、2割負担になったとして、入院で見ると9,237千円と試算されています。と同時に、武雄市が県から調査を求められて回答した中には、全医療について就学前までの医療費無料化にしてほしい、そういう回答を出していますね。これは担当課が出したんじゃなくて、ちゃんと決裁をもらっての回答だと思うんですね。

そうしますと、6月の県議会で入院費については2分の1助成しようじゃないかというこ

とが決定されたとしますと、4,618千円ですか、試算ですからね、4,618千円。そうしますと、 先ほど言われた43,520千円が必要だと。これは2分の1、県が入院について出しますとね、 約39,000千円の財源があればできるんではないかと私なりに考えておるわけです。そうしま すと、昨年市長が言った65,000千円の金はどうするのかと。財源どうするんですかと。この 1年たって個人負担が2割になる。県は入院については助成しようとしている。そうすると、 武雄市の財源は39,000千円。ですから、市民が新たに負担していける住民税にしろ、いろん な税負担があるんですけれども、こういった給付の点では昨年から1年たった今日、市長の 考え方は変わっていませんか。実施の方向で先が見えてきたんじゃないですか、答弁をお願 いします。

議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

基本的なスタンスは変わっておりません。しかし、県が一定打ち出されていますので、これに対しては追随おつき合いをしていきたいというふうに思っております。

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野邦夫君)〔登壇〕

佐賀県下の各市町村の乳幼児医療費に係る市町村単独事業というのがあります。これを見ていますとね、今、市長、別に言葉じりをとらえるわけではないですけどね、県が入院についてやろうじゃないかと。そうすると武雄市もやろうという答弁ですね。スタンスというのはそういうことですね。しかし、県がやるのにね、市町村やりませんという、この資料を見ますとね、市長、そういう意味で頑張っているところはないんですよね。いわば県が後追いしている格好になるんです。もちろん、武雄市も就学前の歯科医療については無料化していますよね。今年度予算5,400千円ですか、これは随分先生も喜んでおられますし、子供たち、保護者も喜んでおられる内容なんです。そういった意味では県がやった分には一緒に武雄市もやっていくんだと。それにとどまらず、ぜひこの要望についてはいい方向を出していただきたいと。だから、市長が言う武雄市は本当に暮らしやすいまちなんだと、そういう情報を発信していく。そういった意味では、今言われている内容で見ますと、決して先進とは言えない水準にとどまっていますので、そこはぜひ市長の決断をお願いしたいというふうに思っているところであります。

もう1つは、これも3月議会でしたけれども、39,000千円のいわば財源があればこれはできると、大体大まかですけどね。大まかな数字でしょうけれども、それと住民税が74,000千円今度ふえますよね。ですから、この分の行政サービス、民生費は自然増というとおかしいですけれども、毎年ふえていっていることは私も知っています。目的税じゃないですから、

自主財源です。独自の財源ですからね、何に使おうとそれはいいわけですけれども、市民の側からしますとね、これだけ負担がふえていくということと、こういう形で行政サービスは返していくんだということが大事だと思うんです。それは緊急避難的に私は3月議会で地域福祉基金の640,000千円、650,000千円でしたか、640,000千円ですか、もうここまで膨れ上がってきている。この地域福祉基金も柔軟に対応したらどうかという指摘もしたわけですけれども、こういったいろんな財政指導も考えながら、ぜひこの分野での具体化を図ってほしいんですけれども、そのときに市長の答弁を思い出しますと、いいヒントをもらいましたと、ヒントというのは、これをどう生かすかということになりますよね。ヒントを出した。別にヒントじゃないですけどね。これを使ったらどうかという単純なことなんですけれども、それをどう生かしていくのかというのはこれからの課題でしょうけれども、いわばギブ・アンド・テークじゃないですけどね、そういう方向性を出す。それに対して市長としてはこういう決断をして、こういう財源に使っていきたいという関係というのは求めたいと思うんですけれども、その後、どうにか変化はありましたか、市長の答弁をお願いします。

議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

全く変化はありません。基本的に申し上げますと、確かにこれで税収はふえます。しかしながら、我々は市民税だけでやっているわけではなくて、御案内のとおり、交付税を含めた合算の総枠でやっているわけですので、これはふえて交付税を減らされたら一緒なわけですね。だから、そういうことで全体としてもう一回、これは予算という観点から考えるべき話だろうというふうに考えております。

もとより、そもそも論として私もこれでいただいた税金というのは、そういう医療の無料化等々に充てたいと思いますけれども、武雄の場合は後々また議題に上がってきますけれども、下水道であったり、あるいは土地区画整理事業であったり、さまざまな事業が山積しております。それは事業の優先ぐあい、そして、市民が何を本当に求めているか等々を総合的に勘案する、これが市長の仕事であり、議会の御判断だというふうに考えております。

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野邦夫君)〔登壇〕

むしろ、これは引き続き私自身のテーマにもしていきたいというふうに考えております。

次に、武雄市行政問題専門審議会への諮問について質問を移していきたいと思います。

審議会の目的と今後の日程という紙をいただきました。この設置目的を見ますと、武雄市の行政諸課題について検討し、行政外部の視点から意見を述べてもらう。これらの意見を市の諸施策に反映しますと、こう目的が述べられております。行政諸課題といいますと、これ

はたくさん幅が広いわけですけれども、ここに諮問する課題はたくさんあるというふうに思うんですね。専門審議員の方々の任期というのは1年、そして、この計画でいきますと月1回のペースで進めていきたいと、1回2時間程度という話を聞いております。それで、最初に取り上げるのが下水道問題だと今市長は言われましたね。これは何から取り上げていくかというのは、それは今の進捗状況からでしょうけれども、この下水道問題で幾つか聞いておきたいと思います。

下水道問題では5月21日に概要説明をしたと。これによりますと、平成19年12月から川端通りを中心に一部供用開始。そのためには、供用開始するんであれば利用料金をどう設定するか、あるいは利用料金の考え方の基本になる人頭割でいくのか、従量制にしていくのかと。そして、それは条例を伴いますので、逆算しますとね、臨時議会を開くのか、あるいは9月の定例会に提案するのかと。そしてまた、下水道問題だけで言いますと、料金の統一はじゃあいつになっていくのかと。やっぱり合併に伴って、合併協議会において公共下水道事業に伴う住民負担及び農業集落排水事業使用料について、新市において調整するというふうになっていますね。そうすると、じゃあいつごろそれを設定するのかと。一応条例としては9月議会に利用料金がかかったとしますね。料金の統一の前に12月に供用開始するために9月の議会か、その後の臨時議会か、条例化しなきゃいけませんね。そこら辺はどうなっていくんですか。条例案件でもあるんでしょう。利用料金かれこれ、加入金をどうするかという問題はですね。その基本に据わる人頭割でいくのか、従量制でいくのかと、いろんな諸課題が山積していると思うんです。12月に供用開始ということから逆算しますとね。

そうしますと、この下水道の審議というのは5月21日に概要説明をしたと。あと6月27日、7月17日、そして8月8日で、一応あと3回ありますね。そこら辺は日程的にどういう課題をどういうふうに処理していくかというのは、スケジュール的なことはわかっていますか、答弁をお願いします。

議長(杉原豊喜君)

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

お答えいたします。

行政審議会は9月までの間にはあと3回開催されることになっています。それで、第1回目のときは下水道の料金につきましては概要説明だけというところで、審議してもらうその積算の根拠とかいうのは出しておりません。ですから、今回の6月27日予定の第2回にはそこら辺まで出して審議していただくという計画でおります。それで、9月の議会で最終的に議会での審議をしてもらいたいというふうに考えています。今のところの予定は以上です。

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野邦夫君)〔登壇〕

川端通りを中心にした武雄の公共下水道、これは9月議会で条例化したいと。そうすると、武雄市内には合併浄化槽を使っている人、し尿くみ取りでやっている人、あるいは農集排でやっている人、3形態、形態から言えば3つありますよね。そうすると、料金の統一の前に公共下水道については条例化したいと。そうすると、この合併協議会で確認されている新市で調整していくんだという、それはいつごろを想定されているんですか。そこから逆算してのことだと思うんですけどね、いつごろを想定されていますか。

議長(杉原豊喜君)

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

農集の統一、これは(発言する者あり)農業集落排水事業の使用料の統一、これにつきましては、3月議会だったと思うんですけど、20年の4月で統一をしたいということで、今年度いっぱいに統一に向けた作業に入りますという御返事をしたと思います。今現在もそういうふうなことで作業は進めております。

ただ、公共下水道が12月に供用開始しますので、それと、逆算していったらですね、大体9月ぐらいには議会の議決をもらいたいと考えています。ですから、公共下水道の料金設定の段階で農業集落排水事業との整合性というか、そこら辺まで考えたところでの公共下水道の料金の設定というふうに考えております。

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野邦夫君)〔登壇〕

そうすると、そこには手戻りはないわけですね。一応そういうこと、料金の統一を前提に して9月にかけると。9月に料金かけて、新しい公共下水道の料金体系を決めて、それでま た、新しい統一料金ということにはならないというふうに理解していいですね。

もう一点は、合併浄化槽については武雄市の排水処理基本計画を出して、その後、市町村型に移行していきたいと。そこら辺の農業集落排水事業と公共下水道との料金の整合性といいますか、これは作業に入っていく。20年の4月からそれを実施していきたいと。そうすると、基本計画を策定した後に合併浄化槽については市町村型に切りかえたいと。これも20年4月ですか、それは確認しておきたいと思いますけど。

議長(杉原豊喜君)

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

お答えいたします。

今、議員おっしゃったのは市町村型のことだと思うんですけど、市町村型につきましては、

今エリアの設定に向けた作業を行っております。このエリアの設定を今年度いっぱいに終わらにゃいかんわけですけど、その段階でエリアを設定しても、実際合併浄化槽の市町村型に入れるかどうかというのは財源的な見通しが立たんことには事業化というところまではいかないかもわかりません。ですから、市町村型についての単価設定は今のところ考えないで、公共下水道と農業集落排水事業との料金の設定を考えていると。それで合併浄化槽が出てきたら、その段階でもう一度調整をするというふうに考えています。

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野邦夫君)〔登壇〕

合併浄化槽の市町村型への移行というのは、議会答弁のたびに変わってきているんじゃないですか。一番当初は19年4月から市町村型に切りかえると。もう1つは排水処理計画、今部長が言ったように、エリアをきちんと決めていく。料金の設定も当然出てきますよね。それが財源の確保ということでしょうけれども、財源の見通しがないからということでまたこれが先延ばし。基本計画はいつつくるんですかと。基本計画というのは財政計画も伴うでしょう、裏づけとしましてはね。そうすると、この基本計画は19年度中だと。切りかえるとすれば20年4月だと。この議会答弁というのはずうっと積み重なってきておるんですよ、我々からしますとね。そしたら今部長の答弁からしますとね、見通しがないじゃないですか。まさにもとに戻ったという格好でしょう。そうすると市が宣伝をしてきた。市町村型への切りかえは早いよと。これは秘密事項じゃないですからね、そういう期待もありますよ。それも財源の見通しがないから今のところ白紙だと。そして、後々調整していく。この議会答弁は私の認識が間違っていますかね。(発言する者あり)そこら辺ちょっと整理して、再答弁をお願いします。後退するばっかりじゃないですか。

議長(杉原豊喜君)

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

お答えいたします。

今現在、エリア設定の作業は行っております。ただ、エリア設定の作業は行っておりますが、その中で公共下水道と農業集落排水事業は今現在も継続してやっているわけですが、合併浄化槽の市町村型につきましては、新たに入る事業でございます。ですから、事業に入るには財政的な根拠をちゃんとつけて入りたいというふうに考えています。ですから、エリア設定の計画は策定しますが、その中で事業をいつからするかというのは、今年度策定したとして、終わったからすぐ来年から合併浄化槽に入れるということにはならないと。それは財源的な見通しを立てて、それで実際入る時期を決めるというところでございます。

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野邦夫君)〔登壇〕

これは平成3年でしたか、武雄市はもう公共下水道はしないとは言いませんけどね、効率性が悪いとか時期がかかるとか、金がかかるということから、いわば合併浄化槽でいくんだと新聞でも大々的に発表されましたよ。そして、国、県の援助も受けながらね。合併浄化槽そのものだけを見ますとね、近隣市町村でいいますと武雄が一番進んでおるでしょう。公共下水道はその間、随分遠のいてきていましたよね。農業集落排水事業も、いわば矢筈地区、川内地区に地域を限定して進めていますので、ゼロではないでしょう。これに市町村型、だからある意味では一貫性といいますか、議会での答弁の積み重ねといいますかね、ここはきちんとしていただきたいと思うんですよ。財源の見通しがないから市町村型に切りかえられないというのは、基本計画が立っていないからエリアの設定云々ですね、だから、市町村型合併浄化槽への切りかえはまだ今のところ考えていない 考えていないというか、大体19年度には間に合わないという形で延びてきました。今はもう時期の設定もできんでしょう。財源の見通しが立たないというんであれば、そのことを理由に20年もだめだ、21年もだめだと。財源の見通しはどうやってつくるのかと。我々に見えてきませんよ。ですから、議会での答弁の積み重ねというのはきちんとしていただきたいというのをあえて指摘しておきたいというふうに思います。

次に、専門審議会への諮問の2番目ですけれども、水道事業に質問を移していきたいとい うふうに思います。

武雄市民にとっては、今回の専門審議会への水道料金の引き下げの諮問というのは、内容から見ましても大いに歓迎されるところだというふうに思います。できれば1案でいってほしいというふうに思うんですけれどもね。それは審議会の人たちがどう結論を出すのかと、どういう答申をされるかというのを待つしかありませんけれども、本当にこの間、私たちも6回、7回ですか、市民アンケートをとるたびに、武雄市の水道料金を何とかしてほしいと、そういう要望というのはアンケートをとるたびにここでも紹介してきましたけどね、出てきました。同時に、そういう背景があって昨年市長も具約の中で佐賀県一にならんように水道料金引き下げというのを公約されました。公約実現の第一歩だという意味では評価したいというふうに思うんです。そういった意味では市民は歓迎している。

今の高料金の実態というのは、この専門審議会が出された資料を見ましてもね、全国比較をしますと佐賀県一どころじゃないですね。人口5万人から10万人という給水人口の範囲で見ますと、20トン換算では第1位と。すべての市町村で見ますと、これが第5位と。こういう高い水準です。これを引き下げるという方向なんですからいいわけですけれども、10トン当たりで勘案しますと、1案、2案、3案とも料金は一緒ですけれども、県内比較で見ますとね、嬉野市塩田の2,730円、これがトップですね。武雄は1,785円、これは1案、2案、3

案とも10トンが基本料金ですから一緒ですね。これで見ると14番目と。20トン当たりで見ますと多久が1位になってきますね。これは大変だと思うんですよ。5,880円で武雄の次でしたけれども、多久のほうが第1位になると。いずれにしても、県内で見ますと6番目になる。

そこで、市長にこれはお伺いしたいんですけれども、この作成した資料の7ページ、これは市長のよく言われる哲学というんですか、基本的な立場というんですか、これが反映しているのかなと思うんですけれども、7ページの財政収支算定方針、給水収益の考え方、今回の料金の考え方は特に高齢者や低所得者層に配慮した福祉料金的な考え方を採用し、旧3市町で一番低い基本料金、軽減料金を設定したと。これは北方町の5トン840円でしたかね、これに合わせたと。これは本当いいことだというふうに思うんです。水道料金の福祉料金的な考え方というのは、昨年の鳥栖が生活保護世帯、あるいは高齢者単独世帯、そういう世帯に対して16,000千円予算を組んで基本料金以下に抑えると、そういう福祉料金的な料金設定をして新聞でも大きく報道されました。

ここで市長にお伺いしたいのは、ここで言う特に高齢者や低所得者層に配慮したという、このことに関してはすばらしいことなんですけれども、行政全般のキーワードにできるのかと。できるのかじゃなくて、してほしいということなんですけどね。水道料金について市長がこういう提案をされた。その基本的なところを聞いておきたいというふうに思います。

議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

行政は、基本的に福祉の考え方というのを根底に置かなきゃいけないということは考えております。しかし、それが現実問題として全体の福祉等々を考え、日本国憲法でいうところの全体のウエルフェア、福祉を考えた場合に、それとのバッティングがどうしてもある。いわゆる狭い高齢者の福祉とか、弱者の福祉と市民、県民の全体の福祉ということの、何というんですかね、ぶつかり合いというのはあると思います。

そういった意味で、特に基本的な観点として生活をされる方に直結する部分というのは、 水道料金、これは命にかかわる話ですので、こういった面は広く福祉的な考え方を取り入れ るべきだというふうに考えております。

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野邦夫君)〔登壇〕

憲法を出されましたけれども、25条に言われる健康で文化的な最低限度の生活を有することができる、国民の権利としてですね。これは国が保障しなきゃならないと。こういう観点から、福祉というのは具体的な法律がたくさん出てきているんでしょうけれども、水道法もその1つだと言えないこともないですね。水道法の第1条には安全な水を安定的にいかに安

く供給するかと。これが目的として定められていますね。武雄の場合、いわば全国水準で来ましたけれども、やっとこれに一歩近づいてきている。安全な水というのは、それは皆さん方に供給するわけですから、これはお墨つきでしょう。味は別にしましてね。いろんな地域の条件によりますので、それはいろんな種類がありますからね。もう1つは、安全性においてはもうお墨つきだと。それから、安定的な供給という点では、水は余っているわけですからね。これほど安定的な水源を武雄は確保、何というか、ほかに売っていいような水を持っていますからね。高い借金をつくった背景がありますけれども、そういう点では水道法でいう目的に一歩近づきつつある。これですべてだというふうには市長も考えておられないと思うんですね。

確かに、この1案、2案、3案でいった場合に、20トン換算でいきますと給水人口5万人から10万人、これは1案でいくと4,830円、これはどういう水準かというと、まだやっぱり3位なんですよね。いわば全国5万人から10万人の給水人口でいいますとね。それから2案でいきますと4,935円、これも第3位です。それから3案の5,040円、これも第3位と。いわば全国すべての市町村の中でどうかというと、ワーストテンから消えていますけどね。しかし、5万人から10万人という範囲内で見ますと、まだそういう水準にあるんだと。ですから、私、水道法の目的に1歩というか、2歩でもいいですけれども、そこに向かって努力をしていただきたい。そういう点では先ほど市長が言うその福祉料金的なという考え方、これは大賛成ですから、ぜひ今後も続けていただきたいと思います。

そこで、武雄市の水道財政を考えたときに、もう1つはやっぱりむだを省くと、これは議会のたんびに私指摘をしていましたけれども、昨年の12月の部長答弁を見ますと、そのむだを省く上でも一歩前進してきつつあると。何かというと、西部広域水道企業団からの契約水量と受水費の関係ですね。これは、部長は平成20年から2部料金制導入に(発言する者あり)22年。そうですか。いいことは早く私もね、手前に持っていきたいと思いますので、20年とばっかり思っていましたけれども、22年ですか。(発言する者あり)それはもう検討を始めるわけですから、いいことは早いほうがいいですよね。これはどの程度その作業というか、進んでいるのかですね。

そうしますと、19年で受水費が286,000千円、これは契約水量に対する受水費ですよね。しかし、この議会でも指摘をしましたし、東部水道企業団は2部料金制導入に8年かかっていますよ、条例化するのにですね。西部の場合は平成13年から供用開始しましたので、その水準でいくと大体20年ぐらいかなという頭がありましたので、たまたま20年と言いましたけれども、いずれにしても、2部料金制導入への検討が始まるというふうに答弁されていましたけれども、この間のいわば企業団の議会といいますか、幹事会といいますか、どこら辺までその作業というか、検討は進んでいますか。

議長(杉原豊喜君)

伊藤水道部長

伊藤水道部長 [登壇]

平野議員の御質問にお答えしますけれども、西部広域水道の受水費の検討というのは3年ごとに行われています。今回84円で審議会のほうには打ち出させていただきましたけれども、これは平成19年から3年間ということで、21年までの料金であります。先ほど議会答弁の関係でおっしゃられたとおり、次回の料金算定から2部料金制の導入ということになるわけですけれども、この料金を見直す段階においては、1年前から西部広域水道企業団に構成市町の水道担当の部課長並びに西部広域水道の課長以上の職員をもって用水供給検討委員会というのを設置します。ここでほぼ10年程度の財政計画を見ながら、そして、今回の料金をどう設定するのかという検討に入るわけであります。

したがいまして、2部料金制の検討については、今回の料金算定段階でも少し検討はしましたけれども、どういうふうに経費を配分していくのかということについては、今回詰まっておりません。そういう意味では平成21年度に多分、用水供給検討委員会がまた再開をされますので、その段階において議論されるものというふうに理解をしているところであります。

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野邦夫君)〔登壇〕

水道財政全体、今後のことを考えていきますとね、私はやっぱり武雄の場合は自己水源をたくさん持っているだけに、ほかの構成市町村から見ますと、自己水源を持っているところと持っていないところというのは、それは自己水源ゼロのところから見ますとね、武雄は有利なんですよね。しかし、それはそれだけやっぱり企業債を抱えているわけですよ、これまでの水資源開発に伴ってですね。そこはぜひ推し進めていっていただきたいと思います。

これは平成17年度決算を見ますと、水道決算の中で41.2%が既存の施設の施設利用率ですよね。そうすると、既存の施設は41%しか使っていない。残る59%は、いわばこれだけの企業債を投入して、まだ企業債返還もしていますよね。で、私は考え方の中にこれまで開発してきた自己水源を最大限に使うと。そして、西部広域水道企業団への、もちろん単価は84円に下がってきましたので、そこへの依存を減らすと。そして、2部料金制導入に伴う受水費がそのことによって減っていくというのは机上でわかるわけですからね。そういうのは今後とも考え方としては貫いていく必要があるんじゃないかと、そのことを指摘しておきたいと思います。

この行政問題審議会の最後の質問ですけれども、市長の具約との関係でいきますとね、固 定資産税の税率引き下げ、介護保険料等を引き下げる内容について、これは具約のほうに書 かれていますよね。これは、この間の議会の中でも指摘をされてきたところでありますけれ ども、これは固定資産税の減免、介護保険料等の引き下げ、このことについてはいつごろ諮 問されていくんですか、あるいは19年度中の諮問になっていくんですか、そこの答弁をお願いしたいと思います。

議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

下水道、水道の結論を出していただいた後に病院事業、そして固定資産税 病院事業は 私の具約には入れておりませんけれども、昨今の流れ等々を勘案して、緊急提案として病院 事業、そして、固定資産税を第2ロケットとしてやりたい。第3ロケットの介護保険料等に ついては、その成案が出てからその時点でまた考えたいと思っております。

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野邦夫君)〔登壇〕

専門審議会の任期は1年、委員さんは20名で構成されていますね、民間の人たちを中心にですね。それと2番目のロケット、3番目のロケットというのは19年度中に発射されるんですか。どこに向かって発射するのかわかりませんけど。だから、ロケットというからには着地がはっきりしとかにゃいかんでしょう。だから、それは固定資産税について、病院事業の緊急性があるので、時間としては、日程からいうとあと半年残っていますよね。11、12、1、2、3、5カ月の中で発射もし、着地も見えてきているんですか。固定資産税について答弁をお願いしたいと思います。

議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

着陸の時点は21年4月ですので、そういう意味で今年度中というのは基本的に考えておりません。

行革専門審議会の委員のあり方については、妨げないと。1年という期間は区切っておりますけれども、その任期延長には妨げないということでありますので、それは今のところ、私の考えとしては、行革審議会とも相談しますけれども、1年、2年、3年置いて、そのたびにロケットを出して着地点を明確にしていきたいというふうに考えております。

固定資産税については21年4月を目指して、また議会に御報告をしたいというふうに考えております。

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野邦夫君)[登壇]

今市長、着地は21年と言いましたね。具約を見ますとね、平成20年から検討を開始します

と。ですから、それは20年実施とはなっていませんので、水道は最速20年4月実施と明確に されましたから、そういう点では21年実施ということに理解していいですかね。

〔市長「そうです」〕

次に、4番目の質問の通告をしておりました武雄市立図書館について質問を移していきた いというふうに思います。

武雄市立図書館エポカルが文部科学大臣表彰を受けられましたね。いわば図書館活動のすばらしさということの結果でしょうけれども、そういう報道がありました。いろんな市民的な図書館活動、こういったものが評価をされて文部科学大臣表彰を受けたと。本当によかったと思います。本当お礼というか、おめでとうございますと言わなきゃいけませんね。そういった多くの市民に支えられた図書館、と同時にそこで働く人たちの使命感とか、情熱とか、いろんなやっぱり図書館というのは、どこの職場でもそうですけどね、市民と一番接触の深いところだというふうに思うんです。そういう観点から質問を進めていきたいと思います。

1つは、ことしから祝日全館オープンと。祝日はすべてオープンしていくという話を聞いております。もう1つは時間、10時から今のところ6時までですよね。この開館時間の延長。これは去年から、金曜日については1時間延長ということでやってこられました。

そこで、年間トータルで見ていきますと、1日平均の入館者が999名。これも県内のいろんな図書館と比べますと、利用度といいますか、1日平均の利用者が298名、約300人、貸し出し冊数が1,209冊、この水準というのは県内でもトップクラスだろうというふうに私は思うんですね。そのほかにいろんな図書館の活動もあるわけですけれども、そうしますと、利用している市民の側からしますとね、やはり祝日はすべて開館すると。もう1つは時間延長も、今までは金曜日だけでしたけれども、この拡大については検討していこうと。これは利用されている側からしますとね、大いに歓迎される内容だというふうに思うんです。

問題はそれを支えるスタッフの側、ここはどういうふうなことを考えられておるのか、そこをまず答弁をお願いしたいと思います。

議長(杉原豊喜君)

浦郷教育長

浦郷教育長〔登壇〕

紹介いただきました文部科学大臣表彰が去る5月にありました。質問とも関連しますので、若干紹介させてもらいますが、子供の読書活動優秀実践図書館として県内、武雄エポカルが表彰を受けたわけであります。その理由として、平成12年10月の開館時から職員とボランティアが協力し、おはなし会、昔話の会、小学校へのブックトーク等々、市内の子供たちに親しまれる事業を多数実施し、子供の読書推進に大きく寄与されたということでありまして、開館から、そして、開館後の運営等に御尽力いただいた先輩の方々等々、感謝を申し上げたいというふうに思います。

その中でお尋ねのスタッフの問題でありますけれども、嘱託職員として平成16年5月より7名で運営をいたしております。嘱託の期間は1年更新で最長3年、給与は日給で6,340円としております。スタッフとしてはもちろん職員がおるわけでありまして、全職員数が12名と。先ほど申しましたように、嘱託7名という形でやっております。

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野邦夫君)〔登壇〕

図書司書の資格を持っている職員の体制強化というのは私は避けられないと。市民へのサービスを量、質ともに向上させようとすれば、それを支える、もちろんボランティアの活動もそうですけれども、四六時中そこで働いている人たちの体制強化というのは避けられないだろうというふうに考えるわけです。日常業務の1つである本の貸し出し、返却、これは専門家ですから日常的にそれが柱になってきますね。さらに市民の皆さんの図書に対する思い、これをどうつかんでいくのかと。さらに出版の動向、これも専門家としてきちんと把握する必要があると。それから、図書館利用者の相談業務、専門的にはリファレンスというんですか、そういった専門性を求められるからこそ、4年制の大学を卒業する、短期も今あるんですかね、図書館司書の資格、かなり難しい資格だと思うんですけれども、そういう専門性を高めるという場合に一定の経験年数というのは積み重ねていく必要があるというふうに考えるわけです。

そこで、もちろん嘱託職員の人たち、いろんな職場によってその専門性というのは、保育所であれ、学童保育であれ、あるいはほかに全体で今嘱託職員127名ですか、武雄市は。その中で一番多いのが保育所の34名、ここもかなり専門性を求められているところですね。

今回は図書館に関して質問しているわけですけれども、こういった図書館業務を住民サービスとの関係でこなしていく上で1年契約の3年までというのは、例えば、22歳で仕事に入ったとしましてね、1年目は業務になれる。やっと館内のいろんな整理かれこれでなれていく。3年目に住民との関係ではリファレンス業務をこなせる。ところが、もう3年たつと、はいそれまでというとおかしいですけれども、もう雇用期間が切れましたと。非常に不安定といいますかね、雇用としては安定性に欠けるんではないかと。

そこで、資料をつくってもらいましたけれども、県立図書館を含めまして8つの県内公共図書館の嘱託職員等の雇用状況、これを調べてもらったんですけれども、一番条件のいいのは伊万里市民図書館ですね。これは本当に全国区として有名な図書館ですけれども、1年更新は変わりませんけれども、制限なしなんですよね。これは週40時間働いてという意味です。1年から5年148,500円、6年から10年の方は176,800円、10年を超えると210千円、普通の職員の給与と比べますとまだ少ないですけれども、しかし、安定性から見ますとね、1年更新の制限なし、これが一番進んでいるんじゃないでしょうか。

そこで、雇用期間で見ますと、1年更新の3年間というのは県立図書館、あとは武雄の図書館、8つの公立図書館のうちに県立と武雄だけですね。しかし、県立は月16日働いて170千円ですから、給与条件からいいますと、これははるかにいいわけですよ、武雄市からしますとね。ですから、雇用の安定化という場合に何年働けるのかということと、当然そこで自立した生活をしていかなきゃいけませんので、収入がどうなのかと。これは、基準は総務課で決めるんですかね。教育委員会では決められませんね、契約に関しては。総務のほうで答弁してほしいんですけれども、給与条件はさっき教育長が言いましたように、週に40時間、1日6,340円、丸々21日働いたとして133,100円なんです。これは私も資料をつくってもらって驚いたんですけれども、鹿島が週36時間働いて186,200円。この資料で見る限りにおいては4万幾らですか、50千円近くなるかな ぐらいの差になるんです。私はこの資料、これは平成17年につくってもらった資料、これはこのときの条件から見ますとね、給料下がっていますね。このときは日々雇用で1日6,360円、今教育長の答弁によりますと、週40時間で6,340円。この20円下げたというのは何か理由があるんですか。17年と19年の今日を比べて、そこはどなたが答弁、総務部長ですか。じゃあお願いします。

議長(杉原豊喜君)

大庭総務部長

大庭総務部長 [登壇]

お答えいたします。

嘱託職員、臨時職員も一緒ですけれども、これらの賃金決定に当たりましては、人事院勧告の推移に合わせて決定をさせていただいているところでございます。

議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

給与の件なんですけれども、基本的に図書館の比較より恐らく我々が考えなければいけないのは、他の同じことをやっている民間の皆さんとの比較が大事だというふうに考えております。そういう意味で先ほどおっしゃったように、条件のいい図書館、あるいは武雄よりも悪いところはあります。その中で私は民間と比較したときに果たしてこれが本当に安いのかということも考えなければいけないということを考えております。そういう意味で、武雄は私個人の見解ですけれども、決してそんなに悪くはないというふうに考えております。

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野邦夫君)〔登壇〕

給与問題での答弁がありましたけどね、1年更新の3年までと。これも県立、何で給与まで言ったかといいますとね、同じ3年までという雇用条件であったとしても給与が違う。市

長は民間と比べろと言われますけどね。しかし、その専門性を身につけるためには大学まで行き、いろんな何といいますか、努力をされてきていますよね。民間はもっと厳しいと言われますけれども、本当に日本一の図書館を目指すんであればね、そういった労働条件をきちんと整備していく。本当にそこで働いている人たちが誇りを持って、安心して、伊万里じゃないけれども、無制限となっていますからね。それはいろんな職場に通用する問題ですよ。

例えば、この前、28、29日、厚生労働省だとか、後で国保のときに紹介しますけれども、 交渉に行ってきました。交渉と言っちゃいかんですね。要請に行ってきました。そのときに 最低賃金を千円に引き上げる。その際にどれだけ水準が上がるかと。パートの人たちで25千 円、プラスですよ。そしてもう1つは、常用で29千円、その分購買力が豊かになりますから、 地域経済に貢献するほど大きいと、参考までに紹介したところですけれども。

次に、図書館の問題に関しては、先ほど答弁漏れがありますので、1年更新の3年までというやつを考える余地はないのかと。これはぜひ答弁をお願いしたいというふうに思います。それからもう1つは、武雄市子供読書活動推進計画、これはまだ全議員には配られていないんですね。ちょっと借りてきたんですけれども、これで見ますと、平成13年12月施行で、国は子供の読書活動の推進に関する法律、これを制定したと。それに基づいて佐賀県が子供読書活動推進計画、これも策定したわけですね。県が子供読書活動推進計画、一生懸命やりましょうということでいろいろ取り組みされていますけど、策定する割には17年、18年、ブックスタートが始まって何年目ですか。17年は、県は20千円の予算をカットしていますよね。子供読書推進活動を県が改めて策定しながら、ブックスタート事業、絵本の読み聞かせ事業、県の補助金20千円、これをカットすると。わずか20千円ですけどね。それはいいですけれども いいということじゃないですけれども、こういう計画を持つんなら、もっと市町村は頑張ってほしいと。図書館を持っているところはもちろんですけれども、補助金ふやすのか

武雄市は19年、武雄市子供読書活動推進計画、これを策定しております。読ませてもらいましたけれども、非常に先進的な取り組みが盛り込まれているんです。そういった意味で、冒頭教育長が紹介しましたように、文部科学省の表彰を受ける。その背景になる活動というのがこの推進計画の中にも盛り込まれております。市内の小・中学校での授業の前に朝の全校読書ですか、10分間ぐらいですね。気持ちを落ちつけてということもあるんでしょうけれども、これは表を見てみますとね、その活動の成果といいますか、小学校の低学年ほどこの成果というのは生きてきていますね。1日当たりの平均読書、あるいは1カ月当たりの平均読書冊数から見ましてもね。これは本当にいい活動だというふうに思うんです。そういうことを学校図書館と武雄市図書館との連携、こういうことを考えてみますとね、今この子供の読書活動推進計画等のもとで武雄市図書館が果たす役割というのは今まで以上に大きく求められてくるんではないかと。ですから、この推進計画の中で武雄市図書館をどう位置づけて

というと、逆に20千円減らしてしまう。これは県に言わなきゃいかんでしょうね。

いるかといいますと、市図書館は図書に関するさまざまなネットワークの中心となる施設であり、読書活動の推進拠点でもありますと。図書館職員の資料に関する知識や図書館での読書活動の経験などを生かし、子供たちがたくさんのよい本と出会えるような環境整備を総合的に行い、読書意欲を向上させる活動を積極的に推進していきますというのが、この計画の中で図書館の果たす役割として明確に述べられております。

時間がありませんから全部紹介するわけにいきませんけれども、そういうことを考えますと、こういう地域的な役割、時間の延長もしようと、それから祝日は全部オープンしようじゃないかと。そういう市民に開かれた図書館としてこれまで以上に活発に展開していこうというときに、先ほどの1年契約、3年までというのでいいのかどうかと。それは学芸員にしてもそうですよね。そういうことであります。

だから、先ほどの答弁は教育長、朱肉印でありますと、契約は総務のほうですか。それが 1つですね。賃金の問題は先ほど市長が言いましたけれども、契約の問題ですね。もう1つ は全体として武雄市図書館の果たす役割がこの計画も含めて、内容の点においても幅広く求 められてきている中でどうしていかれるのかという答弁をお願いしたい。市長ですか、はい。

議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

労働条件については、私から答弁をしたいと思います。

確かに、1年更新で3年間というのは雇用の不安定の問題等々、あるいは経験の蓄積からすると、ちょっと短いなと判断いたしておりますので、これは延ばす方向で検討したいというふうに思います。

その上で、私はそれも含めて図書館の全体のあり方を見直す時期に来ているんではないかというふうに考えております。今寄せられている意見では、夜間どうしても行きたいという方々が少なくとも私には寄せられてきています。したがって、10時から、例えばそれを20時にするといった場合は労働条件が非常に悪くなりますので、例えば、11時半から開始にして、その分を少し延ばすであるとか、あるいは例えば2時から4時までは貸し出しはできませんとか、そういうふうに柔軟に取り組む、それによってもう少し開館時間、あるいは月曜日のお休みとかがなくなる方向のほうが恐らく市民ニーズに合うんではないかといったことを含めて教育委員会とよく相談をして検討したいというふうに考えております。

議長(杉原豊喜君)

浦郷教育長

浦郷教育長〔登壇〕

図書館のあり方について、幾つかお話しさせていただきます。

今話がありました武雄市子供読書活動推進計画、これによりまして、今後その充実をさら

に図っていきたいというふうに考えております。市民が利用しやすい図書館ということで、これまでも精いっぱいの努力がなされてきたところでありますし、しているところであります。特に、たくさんのボランティアの方々のお力添えをいただいているということも事実でありまして、今後もまたさらにお願いをしていきたいという思いも持っております。

また、図書館と各学校とを結んで子供たちの読書活動をさらに充実したものにしていくと。 これは心の面でも、学力の面でも非常に大事な方策かというふうに考えております。そのた めに、先ほど話にありましたように開館時間をできるだけ頑張ってみようと、あるいはその サービスにつきましても、できるだけのことをやっていこうということで、今後もやってい きたいというふうに思っております。

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野邦夫君)〔登壇〕

先ほど市長が言われた経験年数の積み重ね、そのことが質的に市民へのサービスの向上に つながるという点では理解していただいて、1年更新の3年までというのは検討したいとい うのは大いに歓迎するということです。ただ、あとの問題ですね。今女性の働き方というん ですか、これは多様化してきていますね。ですから、今まで金曜日だけを夜7時までに延長 していたと。これも8時ぐらいまで延長していきたいと。これは多くの市民の方々から意見 を聞きますとね、働いている人たちからすると歓迎される内容だろうと。今度は図書館を利 用している乳幼児から高齢者まで、年齢的な階層というのは本当幅広いですよね。高齢者に とってみますとね、図書館があくのを今か今かと待っておられる方もおられます。いわば情 報の発信地なんですよ、ある意味ではね。交流の場でもあるんです。そういった意味では大 いに検討を要するところですね。そこはぜひひとつ、今まで5年前までというのは、武雄に 図書館があるというのもなかなか言えんような状況だったんですよ、転々としましてね。だ から、これが市民の運動によってやっとできて今5年目を迎えたと。ですから、この条件を 生かして、もっと幅広く利用されるように働いている人たちの条件整備、そして、来る人た ちが働く形態によってはいつでも いつでもというのは語弊がありますけど、自分の時間 の範囲で行けるという気やすさといいますか、自分の暮らしの中に図書館が身近にある、こ のことが大切なことだというふうに思うんです。ぜひ日本一の図書館を目指して教育委員会 ともよく相談されて、そこに働いている人たちの意見も大いに尊重しながら検討していただ きたいというふうに思います。

最後の質問に移っていきたいと思います。

最後に、国保行政についてです。

私、5月24日には県に要請をしようということで県内の我が党の市会議員が集まりまして ね、要請を行いました。どういうことを要請したかは資料として上げております。5月28、 29日は厚生労働省への要請ということで、九州市長会で出された要望を持って参加をしたところです。

今、どこの市町村の国保会計も、それこそ3月紹介しましたけれども、土台を掘り崩すような危機、財政的にはそういう状況にある。この認識はどこでも一致しています。厚生労働省に対して7項目にわたって要望したわけですけれども、そこで、さきの3月議会では武雄市がたまたま条例改定案で値上げの方向を出されましたからね、そこを中心に論議をしたところです。

結局、財政の厳しさから見まして国保税を上げざるを得ないという、それは執行部の皆さん方はそう考えて提案されたんでしょうけれども、上げると、今度は高くて払えない世帯がふえてくる。国は1997年に国民健康保険法を変えましてね、1年以上滞納した世帯に対しては資格証明書を発行しなさい、あるいは短期保険証を発行しなさい。こういうペナルティーを強化する、市町村の義務にしましたね。そうすると、払えない世帯は病院にも行けない。それこそ命のさたも金次第となりかねない事態というのがどこでも深刻に進行しているんだなというのが今度の厚生労働省への要請行動の中で明らかになりました。

武雄の実態を見てみますと、武雄市は資格証明書、これが18世帯、1カ月の短期保険証54世帯、2カ月173世帯、6カ月が15世帯、これを総合しますと260世帯が何らかのペナルティーをかけられているということですよね。武雄市がこれを発行する上での基準といいますか、これは何に基づいて発行されているのか。まず、そこら辺から答弁をいただきたいと思います。時間があと10分程度になりましたので、簡単でいいですからよろしくお願いします。

議長(杉原豊喜君)

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

それでは、お答えいたします。

資格証明書等につきましては、納税相談、その他の相談について、なかなか応じられていない滞納者の方について発行しているところでございます。短期被保険者証等につきましては、納税に応じながら、その他所得等を勘案したところで発行しているところでございます。

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野邦夫君)〔登壇〕

納税相談に応じなければ、もう即資格証明書ですか。そういうふうに聞こえましたけれども、これは国に言わせますとね、資格証を発行する、短期保険証を発行することによって納税者との接点がふえるんだというふうに言っていますよね。実際にそうかというと、いわば敷居が高くてなかなか行けないと。逆にそうなんですよ。困り果てて市役所に来る。これも1つの接点でしょうけど、そうとばかりは言えない状況がありますね。

そこで、1997年の法改定の中で特別な事情の場合は資格証明書などペナルティーをかけないようにと。その特別な事情というのを決めているんですけれども、そこはどういうふうに認識されていますか。

議長(杉原豊喜君)

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

お答えします。

特別な事情というのは失業、それから収入が途絶えたと、そういうふうな方についてということで、これにつきましては、相談には一応応じておりますけれども、なかなかそれについてこたえてくれない滞納者の方、やむなくしているというのが現状だと思います。

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野邦夫君)〔登壇〕

特別な事情というのは、結局、全国的にも滞納者がふえてきている。全国平均15%ですよね。佐賀県平均14%が滞納世帯です。これはふえてきている。だけども、特別な事情を改めて政令で、これは国民健康保険法施行令ですか、決めていますよね。今部長が言った災害、盗難に遭った場合、病気、負傷した場合、事業を廃止、休止した場合、事業に著しい損害を受けた場合、これらに類するのが特別な事情ですよね。これにあわせて武雄の場合、先ほど言いましたように18世帯が資格証明書と。

ここで2点お伺いしますけれども、特別な事情を考える場合にもう1つあるのは、1997年当時のこの法改定のときの課長補佐の方の見解が載っているんですけれども、どういうふうに言っているかというと、ペナルティーをかける場合に乳幼児、病気がちな乳幼児を抱えている世帯、障害者の世帯、そういうところは配慮するようにと。それは先ほど言いましたように、260世帯ですか、武雄市の場合、1カ月であってみたり、2カ月であってみたりしていますけれども、そういう調査をした上で発行されているんですか。その納税相談に応じないから、いきなりということはないでしょうけれども、その当時の課長補佐の見解がここにあるんですよね。特別な事情のほかに、いわば社会的弱者と言われる人たちでしょう。そういう人たちをちゃんと調査した上で260世帯には発行しているのかどうかと。

もう1つ、時間の関係で答弁をお願いしたいんですけれども、ことしの2月の福祉生活常任委員会に出された資料によりますと、保険証の未交付、これが244世帯ありますね。この未交付の244世帯というのはどうして生まれてくるんですか。260世帯の資格証明書であってみたり、短期保険証であってみたり、その外に244世帯の未交付世帯があります。これはどうして生まれてくるのか、答弁をあわせてお願いしたいと思います。

議長(杉原豊喜君)

國井くらし部長

國井くらし部長 [登壇]

短期被保険者証につきましては、有効期限ということで4段階に分けているところでございます。これは所得と、それから納税状況と、これにつきましては一応調査しながら、その 状況を見ながら発行しているところでございます。(344ページで訂正)

それから、未交付のところですけれども、ちょっと早急に調べて御回答したいと思います。 議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野邦夫君)〔登壇〕

その244世帯の未交付がどうして生まれているんですかというのは通告していましたけど (発言する者あり)

議長(杉原豊喜君)

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

お答えします。

244の内訳は、住所不明者とか、配達内容証明書を付して届いていないという部分の方た ちの数でございます。(344ページで訂正)

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野邦夫君)〔登壇〕

今、地域の班長さんとか区長さん等を通じて保険証は配っていませんよね。郵送でやっておるでしょう。で、返ってきたと。住所不明の人、内容証明つきでやったけれども、また戻ってきたと。244世帯もあるんですか。ちょっと考えられないですけどね。案外未交付というのは、資格証明書は18世帯でちゃんと手続がありますよね。10割窓口で負担して、それで市役所に領収書を持ってくれば7割は返しましょうと。しかし、それは債権だから滞納に回しましょうねと、本人に返ってこないんですよね。これは3月議会で言ったとおりです。そのほかに244世帯、住所不定。これは納税相談に応じてもらえない人たちじゃないですか。本来ならば、別に私、資格証明書を発行せいと言っているんじゃないですよ。発行せいと言っているんじゃないです。244名の方々、いわば対象の外に置かれている。短期でもなければ資格証明書でもない。ある意味ではこの方が深刻じゃないですか。あと3分ということですので、次に行きます。そこは答弁があればお願いしますよ。

もう1つ通告した内容では、3月議会でも言いましたけれども、一般会計からの繰り出し、 これはもう避けられないと。ですから、一般会計からの繰り入れをしている市町村、これを 調べてほしいという通告もしておりました。時間がありませんので、私のほうで調べた内容 を紹介しますけれども、(発言する者あり)やっぱり認識は一致させなければいけませんからね。通告しただけじゃなくて自分のほうでも調べるということが大事だと思って、いろいる資料を取り寄せているわけですから、私のほうで紹介しましょう。

5万人未満、これは保険者としましては525。全国の保険者数、自治体数525。この中で制度外繰り入れをしている保険者、自治体ですね、361。ですから、全体の68.7%が法定外での一般会計からの繰り入れをしていると。これは県内のある市の担当者がつくった資料による内容であります。5万人以上と10万人未満で見ていきますと、86保険者で67自治体が制度外繰り入れをしている。全体を見ますとね、1,953保険者が一般会計からの繰り入れをしているという内容です。パーセントにしますと60%、こういうところまで今来ているんですよね。ですから、国保会計がかなり厳しい、値上げせざるを得ない。払えない世帯がふえてくる。払えない世帯にはペナルティーをかける。ますます悪魔のサイクルといいますか、そういう事態に陥っている保険者、自治体というのは全国に広がってきているんですよ。これを断ち切るために、私も3月に紹介しましたけれども、まずは市町村の独自の努力が大事ですけれども、1つは財政を厳しくした元凶、定率国庫負担を45%から38.5%に引き下げたと。これが全国の国保会計を赤字にし、厳しくしてきた最大の原因だと考えております。県の制度外での市町村国保への助成、これはゼロというのが全国16県、その中に佐賀県も入っています。ここにやっぱり要求していく、このことも大事だと思うんですよね。

3つ目には、国、県のこの手の支援を待つと同時に市町村独自の努力が必要だと、こういう立場で今後の国保会計、国保行政はやっていっていただきたいと。このことを最後に指摘して、答弁漏れがありますけど、後ほど私のほうに答弁をください。そのことを指摘して私の一般質問を終わります。